

日本学生支援機構・給付奨学生の推薦基準（揭示用）

下記の（１）～（４）をすべて満たすこと

（１）人物について、次の①②に該当すること

- ① 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある者
- ② 良好であること。原則として、校則を遵守し、懲戒指導（停学）を受けたことがない者

（２）健康について

定期健康診断等により、修学に耐えられると見込まれる者

（３）学力及び資質について

- ① 本校の進学に関する推薦基準を満たす者（別紙：進路のしおり P27）
- ② 申込者の評定平均値上位 26 名を審議対象とし、本校の推薦枠内で選抜する。
- ③ 評定平均値は 1・2 年の平均とする。ただし、卒業生については最終の評定平均値とする。

※審議対象者数については、本校の推薦枠に応じて設定する。

※児童養護施設等に入所している者と、里親の下に養育されている者については、推薦枠とは別に審議する。

（４）家計について

以下の①、②、③、④のいずれかに該当し、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 生活保護を受給していること（申込日現在において保護費を受給していること）
- ② 住民税（市町村民税）非課税世帯（※申込年度の「市民税の所得割額が 0 円」であること）
- ③ 児童養護施設等に入所している者
- ④ 里親の下で養育されている者（児童福祉法第 6 条の 4 に規定する者）